

第7期流山市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について

1 経緯・目的

現行の「第6期流山市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」の計画期間が令和6年3月末で終了することから、令和6年4月から令和9年3月までの3か年における計画を策定するものです。

(1) 計画策定に先立ち、障害者手帳所持者等に対しアンケート調査を下記のとおり実施しました。

○実施期間：令和4年12月23日～令和5年1月10日

○対象者：	身体障害者	600人	
	知的障害者	300人	
	精神障害者	300人	
	障害児	300人	計 1,500人

○回答数及び回答率 774人 51.6%

2 国の定める基本的な指針

市が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるにあたって、国は社会保障審議会障害者部会の審議を経て、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」という。）を定めています。本市においても、この国の指針に基づき次期計画を策定することとします。

3 計画の基本的理念

国の基本指針に基づき、次期計画の基本的理念を以下のとおりとします。

- 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組

- 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 障害福祉人材の確保・定着
- 障害者の社会参加を支える取組

4 国の基本指針の見直し

国の基本指針は、社会保障審議会障害者部会での審議を経て、以下について見直しを行いました。本市においても、国の基本指針を踏まえ計画を策定します。

【国の基本指針の見直しの主な事項】

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

5 計画の骨子（案）

第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画については、以下の骨子（案）を基に一体的に策定します。

第1章 計画策定にあたって

- ・「計画策定の背景」、「計画の位置付け」、「上位計画との関わり」及び「計画の期間」について記載します。
- ・国の指針を踏まえた計画の「基本的理念」を定めます。
- ・サービスの提供体制や推進のための取組及び必要な供給量を見込むこと等を「目的」として記載します
- ・見直しの際の「PDCAサイクル」の活用や必要性について記載します。

第2章 令和3年度～令和5年度の障害福祉サービス等の実績及び評価

- ①障害福祉等に関わる法律の施行・改正や市の動向等を「主な制度等の変遷」として記載します。
- ②自立支援給付費及び障害児通所給付費について、平成30年度から令和4年度の5年間の事業費を「自立支援給付費及び児童通所給付費の推移」として表やグラフでまとめます。
- ③「障害者総合支援法に基づく事業及び児童福祉法に基づく事業の全体像」について概略図でまとめます。
- ④「障害者総合支援法に基づく事業及び児童福祉法に基づく事業のサービスの内容」について図表で整理し、各サービス内容や対象者について記載することで、第3章以降の各サービスの実績や見込量を見る際に参照できるようにします。
- ⑤令和3年度から令和5年度（見込み）の「各事業の実績」についてサービスの種類毎に表にまとめ、市の現状を踏まえた評価を示します。

第3章 令和6年度～令和8年度の障害福祉サービス等の見込量

- ①国の基本指針において示された成果目標について、本市における数値等を項目ごとに記載します。数値で示せないものについては、記述形式で目標を定めます。
- ②令和6年度から令和8年度における以下の事業の見込量と確保方法について記載します。

(1) 自立支援給付事業

自立支援給付事業に該当するサービスを体系別に、訪問系、日中活動系、居住系、相談系に分け、それぞれの見込量を定めます。

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市で必ず行う必須事業と、地域の実情に応じて行う任意事業に分かれており、それぞれの項目に分けて見込量を定めます。また、流山市成年後見制度利用促進基本計画との関連性について記載します。

(3) 利用者の負担軽減策

本市で行っている障害福祉関連の利用者負担を軽減する制度について列記し、各制度の見込量と確保方法を定めます。

(4) 障害児通所給付事業

障害児福祉計画として、児童福祉法に基づく障害児通所事業の各サービスについて、本市の人口増加も踏まえながら見込量と確保方法を記載します。また、「流山市子どもをみんなで育む計画」にも掲載されており、子ども・子育て支援等と関連した数値も掲載します。

資料編

- ①用語集を掲載し、関連する用語について解説を加えます。
- ②流山市福祉施策審議会の委員名簿、諮問書及び答申書を掲載します。
- ③流山市地域自立支援協議会委員名簿及び意見書を掲載します。